

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) カスミ三芳店

埼玉県入間郡三芳町藤久保三百五十一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社松本商会 代表取締役 松本伸一郎

埼玉県富士見市鶴馬三千四百六十八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成三十一年十一月十三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百六十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 八六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 国面省略 収容台数 一〇五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 国面省略 面積 八八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 国面省略 容量 三〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができます時間帯

平面駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前八時三十分

ト 届出年月日

平成三十一年三月十二日

二 縦覧期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月二十二日から平成三十一年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課